

不法就労・不法滞在防止のための理解と協力の確保！

～ 外国人雇用はルールを守って適正に ～

[生活環境課・外事課]

外国人の適正な雇用にご協力ください

不法就労とは？

オーバーステイテスガ
シゴトラシテマス…

① 不法滞在者等が働くケース

例 在留期限が切れた者や退去強制されることが既に決まった者が働く



② 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から就労許可を受けていないのに働くケース

例 留学生が就労許可を受けずに働く



イラッシャイマセー

③ 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

例 通訳の資格でキャバクラで働く



事業主も処罰の対象となります！！

◎不法就労させたり、不法就労をあっせんした人（不法就労助長）

➢3年以下の懲役・300万円以下の罰金

※外国人を雇用しようとする際に、外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

◎不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

➢退去強制の対象

◎外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人

➢30万円以下の罰金



★ 在留カードの記載事項を確認してください ★

・旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には、在留カードは交付されません。

・特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合、原則就労できません。